

|       |     |    |    |     |    |    |    |   |   |   |    |    |        |   |   |
|-------|-----|----|----|-----|----|----|----|---|---|---|----|----|--------|---|---|
| 文書分類番 | 00  | 09 | 03 | 002 | 永年 | 起案 | 平成 | 年 | 月 | 日 | 決裁 | 平成 | 年      | 月 | 日 |
| 議長    | 副議長 | 局長 | 次長 | 主査  | 主査 | 担当 |    |   |   |   |    |    | 文書取扱主任 |   |   |

## 第34回 経済建設常任委員会 会議録

|                       |   |  |           |  |
|-----------------------|---|--|-----------|--|
| 開催年月日                 | 平成23年2月7日(月曜日)                                    | 開会 13時01分  | 閉会 15時55分 |  |
| 開催場所                  | 第一委員会室  |  |           |  |
| 出席委員                  | 山木、清水、中田、田村、山腰、水口                                 | 事務局  | 中嶋事務局長    |  |
|                       | 委員外議員～窪之内、井上                                      |  | 山本主査      |  |
| 欠席委員                  | なし  |  |           |  |
| 説明員                   | 別紙のとおり  |  |           |  |
| 議件                    | 別紙のとおり  |  |           |  |
| 議<br>事<br>の<br>概<br>要 | 1 請願第10号 (株)農業開発公社粉飾決算に関わる告発等を求める請願書(平成23年2月2日付託) |  |           |  |
|                       | (1) 請願の趣旨説明                                       | 請願者の公正な行政を求める滝川市民の会の代表4名と紹介議員の渡辺議員が出席し、請願者から背景の説明、紹介議員から請願の趣旨について説明があった。 |           |  |
|                       | (2) 質疑  | 趣旨説明に対する質疑を行った。  |           |  |
|                       | 2 所管からの報告事項について                                   | 次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、すべて報告済みとした。                                      |           |  |
|                       | ○ 地域活性化交付金の概要について、山崎課長及び堀之内主査の説明があった。             |  |           |  |
|                       | (1) 平成22年度一般会計補正予算(地域活性化・きめ細かな臨時交付金)について          |  |           |  |
|                       | (2) 滝川市バリアフリー基本構想素案について                           |  |           |  |
|                       | (3) 市民の住まいと暮らしのプレミアム商品券発行事業に係る概要について              |  |           |  |
|                       | (4) スカイスports振興協会の公益認定答申について                      |  |           |  |
|                       | ○ 所管事務等に対する通告質問について(清水副委員長)                       | 質疑2件を次回の委員会で所管より答弁することとした。   |           |  |
|                       | 3 その他について   | なし   |           |  |
|                       | 4 次回委員会の日程について                                    | 2月23日(水)10時00分から開催することとした。   |           |  |
|                       | 上記記載のとおり相違ない。 経済建設常任委員長 山木 昇 印                    |  |           |  |

平成23年2月4日

滝川市議会議長 中 田 翼 様

滝川市長 田 村 弘

経済建設常任委員会への説明員の出席について

平成23年1月17日付け滝議第171号で通知のありました経済建設常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願ひします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願ひします。

記

滝川市長の委任を受けた者

|                    |         |
|--------------------|---------|
| 経済部長               | 若 山 重 樹 |
| 経済部参事              | 多 田 幸 秀 |
| 経済部商工観光課長          | 五十嵐 千夏雄 |
| 経済部商工観光課主幹         | 日 口 裕 二 |
| 経済部商工労働課産業観光連携室長   | 阪 本 康 雅 |
| 経済部商工観光課産業観光連携室主査  | 前 田 昌 敏 |
| 経済部商工観光課元気タウン推進室長  | 千 田 史 朗 |
| 経済部商工観光課元気タウン推進室次長 | 長 瀬 文 敬 |
| 経済部商工観光課元気タウン推進室主査 | 加 地 幸 治 |
| 経済部農政課長            | 新 井 敏 幸 |
| 経済部農政課主任主事         | 山 本 健 裕 |
| 建設部長               | 大 平 正 一 |
| 建設部土木課長            | 川 本 滋   |
| 建設部土木課副主幹          | 岸 祐 一   |
| 建設部土木課副主幹          | 尾 崎 敦   |
| 建設部土木課主査           | 千 葉 一 稔 |
| 建設部土木課主査           | 近 藤 誕 樹 |
| 建設部土木課主任技師         | 出 村 辰 夫 |
| 建設部土木課都市計画室長       | 千 葉 強   |
| 建設部土木課都市計画室副主幹     | 湯 浅 芳 和 |
| 建設部土木課都市計画室主査      | 中 井 崇 敬 |

(総務部総務課総務グループ)

## 第34回経済建設常任委員会

H23.2.7(月)13:00～  
第一委員会室

○ 開 会

○ 委員長挨拶 (委員動静)

1 請願第10号 (株)農業開発公社粉飾決算に関わる告発を求める請願書  
(平成23年2月2日付託)

- (1) 請願の趣旨説明
- (2) 質疑

2 所管からの報告事項について

《建設部》

- (1) 平成22年度一般会計補正予算(地域活性化・きめ細かな臨時交付金)について (資料) 土木課
- (2) 滝川市バリアフリー基本構想素案について (資料) 都市計画室

《経済部》

- (3) 市民の住まいと暮らしのプレミアム商品券発行事業に係る概要について (資料) 元気タウン推進室
- (4) スカイスポーツ振興協会の公益認定答申について (資料) 商工観光課

○ 所管事務等に対する通告質問について(清水副委員長)～別紙～

3 その他について

4 次回委員会の日程について ～ 2月23日(水)午前10時 第一委員会室

○ 閉 会

### 第34回 経済建設常任委員会

H23.2.7(月)13:00～

第一委員会室

開 会 13:01

委員長

#### 委員動静報告

全員出席。委員外議員～窪之内、井上。プレス空知、毎日新聞、北海道新聞の傍聴を許可する。

#### 1 請願第10号 (株)農業開発公社粉飾決算に関わる告発等を求める請願書 (平成23年2月2日付託)

委員長

本件については、議会閉会中の2月2日に議長から本委員会に付託されたが、本日は、請願者である公正な行政を求める滝川市民の会を代表して、青柳省三様、川浪忠弘様、谷建夫様、金野富士男様、橋向久浩様、紹介議員である渡辺議員に出席いただいている。本日はお忙しい中、本委員会に出席いただき、誠にありがとうございます。後ほど本請願の趣旨について説明くださるようお願いいたします。それでは審査に入るが、審査の進め方については、まず請願者並びに紹介議員から請願の趣旨を簡潔に述べていただいた後、各委員から質疑を受け、討論、採決を行う。なお、本日の審査は質疑までとしたいが、異議はないか。(なし)異議なしと認める。それでは、紹介議員の渡辺議員より請願の趣旨説明をお願いします。

#### (1) 請願の趣旨説明

渡 辺  
青 柳

先に請願者を代表して青柳氏より説明をする。  
まず冒頭に、2月2日に提出した株式会社農業開発公社の粉飾決算に関わる告発等を求める請願書の請願者名を訂正したいので申し出する。訂正氏名については配付しているとおおり、川波忠弘を川浪忠弘に、金野富士男を金野富士男に、橋向久博を橋向久浩に訂正する。請願者氏名に誤字があったことについて深くおわび申し上げます。私は公正な行政を求める滝川市民の会代表の1人で、青柳省三です。今回の請願の背景について、述べさせていただきます。初めに、滝川市は、2010年11月29日、株式会社滝川市農業開発公社が借り入れした金融機関2社に対し、損失補償7,264万8,231円を支出した。金融機関に責任はなく、損失補償そのものについては問題なく、630万円相当のタマネギを廃棄するなど、株式会社の取締役数名による重大な過失がなければ損失補償額はその分少なかったはずである。そこで公正な行政を求める滝川市民の会は滝川市に対して638万円以上を数名の元取締役に損害賠償請求することを求める住民監査請求をした。本来なら、地方自治法第199条第6項に基づき滝川市長は監査委員に監査の要求をすべきであるが、体育協会の裏金問題ではこれを行ったが、今回において田村市長はする考えがないと明言している。また、地方自治法第98条で議会は監査委員に対し、当該普通地方公共団体の事務に関する監査を求め、監査の結果に関する報告を請求することができる。しかし、議会による監査請求も行われなかった。また、昨年11月26日の第5回臨時会で株式会社農業開発公社の抜本的調査を求める要望決議案が否決された。このように市長、市議会は必要な調査を行う姿勢が不足しているのではないかと考えている。そこで

私たちは独自に調査、分析を行い、本請願を含む2つの請願と住民監査請求を行った。その結果、本請願で求める内容が明らかになった。市の税金で損失補償している第三セクターの粉飾決算が会社法に基づく過料に該当する可能性があることがわかった。市が申し立てるのは当然だと考える。また、市議会への報告文書が虚偽記載された事実は刑法第156条に該当し、懲役と罰金刑の可能性があるとわかった。市は公務員の刑事訴訟法の告発義務を負っている。告発の検討が必要である。以上の背景で請願を行った。市議会はその調査権を十分に活用して公正な行政のために力を尽くしてほしい。なお、過料の申し立て、公文書偽造の告発についての対象者については、私たちは特定できるまでの資料や調査権もない。対象者を特定せずに申し立てと告発を行うことを強調して請願者を代表してのお願いとする。請願の趣旨については紹介議員から説明する。

渡 辺 (別紙請願書に基づき説明する。)

## (2) 質疑

委員 長 説明が終わった。質疑はあるか。

副委員長 罪については告発をするが、氏名は特定せずにと言われたが、このことについて再度説明していただきたい。

青 柳 この間、生活保護費不正受給など、滝川市民であればだれでも知っている不祥事がたくさん続いていることがそれにつながっているように思う。事件が二度と起こらないようにという趣旨で、罪を明らかにして真相を解明してほしいということである。

副委員長 氏名を特定しないということについて、私たちは被疑者不詳のまま送検したり起訴したりすることがよくあるが、それは被疑者がわからなくても罪ははっきりしていただれかが行ったということで理解をしてよいのか。つまり、検察庁に粉飾決算はだれが行ったのか、あるいは公文書偽造はだれが行ったのかということはお任せをするという立場なのかということを確認したい。

青 柳 柳 委員長 そういうことでお願いする。

委員長 他に質疑はあるか。(なし) 以上で請願第10号に対する質疑を終結する。請願者の皆さんからは何かないか。(なし) 請願者の皆さん並びに紹介議員ご苦労様でした。討論、採決については2月23日水曜日午前10時より委員会を行うので、各党派等に持ち帰り意見の取りまとめをお願いします。入れかえのため若干休憩する。

休 憩 13:21

再 開 13:23

委員 長 休憩前に引き続き会議を再開する。所管からの報告事項に入る前に地域活性化交付金の概要について財政課より説明願う。

## 2 所管からの報告事項について

### ○ 地域活性化交付金の概要について

山崎課長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員 長 説明が終わった。質疑はあるか。

窪之内委員外議員 交付金の7倍の起債を活用したということだが、この起債については特別な配慮がされている起債なのかについて伺う。

堀之内主査 この補正予算債については国からのきめ細かな交付金事業と連動した形で補正予算債の活用が可能であるとの文書が入っているのですのようにとらえてもらって結構だと思う。

窪之内委員外議員 その起債に対して一定の交付税措置があるのか、それが有利なものになっているのか知りたい。

堀之内主査 交付税については、この補正予算債そのものは充当率が100%であるが、交付税のバック分については対象の75%に対する45%ということで、実質は33.75%の交付税バックになる。

委員長 他に質疑はあるか。

山 腰 この交付金をいただくことはよいのだが、起債の7倍を充当しようとしているわけで、今言っていることはこの7倍分の起債は、滝川市の単費の起債なのか、一定の補助金及び交付金がついてくるのかということを知っている。単なる借金なのか。

山崎課長 補足する。交付税以外の部分については起債ということで一部借金ではあるが、33.75%が地方交付税として後ほど補てんされるということで、普通でない起債で交付税バックという意味で非常に優遇されている扱いになっている。

山 腰 手厚い交付税の起債は、90%まで面倒を見るというのは従来にも例があり、今この33.75%を見ると、66.25%という自治体の起債になるわけで、ゼロよりも33.75%戻ることからよいのだが、感謝するような数字ではないと思うがいかがか。

山崎課長 今の話のように、同様な起債でも以前のほうがバック率は高かったという部分もあるように聞いている。ただ昨今の中では優遇されている。さらには交付金をいただいて残った金額の33.75%がバックされるということなので、昨今の補助金、起債の中では優遇されている。そういうものを活用して今回の充当事業についても考えたと理解願いたい。

山 腰 総体的にこの事業費は3億8,500万円かけて、交付金が幾ら来て起債の幾らが充当され、何十何%が交付金かということを知りたい。幾らになるのか。

委員長 答弁調整のため若干休憩する。

休 憩 13:34

再 開 13:35

委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。

山崎課長 A3判用紙の中段の吹き出しの上に合計という記載があるが、左端の工事費計で3億8,481万9,000円が事業費のきめ細かな交付金の合計になる。中段に起債、その右に交付金対象経費、交付金限度額ということで3億8,481万9,000円のうち交付金限度額が約5,000万円、そのうちの起債が3億870万円を見込んで、行の右に2,596万8,000円が一般財源と書かれている。これについては最大一般財源でこれだけかかるという見込みである。最大という意味は入札等で下がれば一般財源が下がる。もらえる交付金はそのままらうということの数字である。同様に地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金であるが、事業費合計2,856万4,000円で対象経費同額、限度額が2,518万6,000円で最大一般財源が337万8,000円と考えている。

山 腰 総事業費が3億8,481万9,000円で、そこに交付金が5,000万円あって、起債

も30何%かが還元され、引いて3億8,400万円のうち一般財源はゼロと書いてある。単独の滝川市の起債は起こさなければできないわけで、総体の3億8,400万円のうち、国から補助されるのはこれだけという説明ができないのか。

委員 長

答弁調整のため若干休憩する。

休 憩 13:38

再 開 13:39

委員 長

休憩前に引き続き会議を再開する。

堀之内主査

交付税バック分を除くと国からは交付税を入れて約1億5,400万円戻る計算になる。50%バックするということである。

委員 長

他に質疑はあるか。

副委員長

① 山腰委員の関連になるが、道路をつくるときは補助率が50%ぐらいいはあったかと思うが、そういう補助金がいつごろなくなったのかということと、今、こういった交付金なしで道路の改良舗装をした場合、通常どのような補助と一般財源の起債の関係になるのか伺う。

② 住民生活に光をそそぐ交付金の用途がかなり幅広く使える中で、今回の事業は交付金だけで言えば5,015万1,000円のうち1,062万円以外の約4,000万円は工事及び修繕に使っているが、もっとソフト事業に使いえなかったのか。いろいろな優先順位がつけられていると思うが、結果的にこういう工事が8割方占めたという理由について伺う。

堀之内主査

① 道路の関係であるが、これに掲載されている道路建設改良費1億1,000万円については後ほど所管より詳しく説明があると思うが、これは単独で行う分で補助金は要らない。21年度まではその年度の起債償還額の30%が交付税で戻る仕組みになっていたが、22年度から交付税措置がなくなった。残っているのは、平成2年から21年までの分は戻ってくる措置が継続される。そういう意味でこの事業で33.75%を使えるということは有利でないかと思う。

山崎課長

② 事業の中味であるが、まず、第一に近い将来必ず単費であっても行うことになる事業のうち優先度の高いものと考えている。また雇用確保が図られるような事業ということで、市内業者が施工可能であるということも考慮の中に入っている。ソフトが少ないといった話もあったが、先ほど話した性質上、起債を使える事業にしたほうが財源措置として非常に有利といった部分も補足的な中味としてはあるように考えている。

委員 長

他に質疑はあるか。(なし) この件については報告済みとする。引き続き所管からの報告事項に入る。

議案関連については(1)、(3)である。議案審査にならぬよう留意願う。(1)について説明願う。

**(1) 平成22年度一般会計補正予算(地域活性化・きめ細かな臨時交付金)について**

川本課長

(別紙資料に基づき説明する。)

委員 長

説明が終わった。質疑はあるか。

田 村

1点確認しておきたいのだが、資料の図面11番の道路新設改良事業で、黄金町東3丁目と記載のある場所はどこか伺う。

川本課長

側溝整備ということで、場所は図面ではわかりづらいが東1号通り線から1本

東側に入り、滝川子ども園から1本西側の路線になる。工事の中身としては、側溝にトラフが入っており、波を打ってでこぼこになっている現況であり、それをならして整備したいということである。

田 村  
川本課長

その側溝はどこに通じているのか。

下水の雨水が入っているのも最終的にはそちらのほうに持って行きたいと考えている。

田 村

再確認するが、側溝整備ということで道路ではないということなのか、それとも道路なのか。

川本課長  
委員 長  
副委員 長

道路にはなっているが、工事をするのは側溝だけである。

他に質疑はあるか。

① P2で、12番の残土集積場管理委託、捨場管理一式とあるが、これは毎年行っているものと思うが、この委託業務等に交付金を使うというのは意味がわからない。ある程度特別な要件が必要だと思うのだが伺う。

② 9番の調査・設計であるが、現状は車が通れる状況の道路なのか伺う。

川本課長

① 例年であれば当初予算で組んでいる中の一部である。今回は先ほども説明があったが、単独部分のほとんどを今回の補正予算債で持ってきていて、その部分で計上させていただいた。特に単独部分で持ってくる部分が工事、調査・設計合わせて23年度の予算と一体として考えたと理解願いたい。

② 現状では1層の舗装で防塵処理をされている道路状況である。

副委員 長

残土については余りにも経常経費的過ぎて交付金の趣旨からずれるのではないかという気がする。この道路は果たしてそれほど防塵を気にしなければならないような道路かという、町の中ではなく交通量で言えばごく少ない。確かにここは準幹線ぐらいの位置にはあるが、位置づけは高いかもしれないが、交通量は非常に少ない。果たしてこの優先順位が高いことが疑問に思う。これからも使われないような道路にお金をかけるというのはどうかと思うが考えを伺う。

大平部長

残土捨て場のことであるが、もともと工事の残土を捨てるもので、いろいろな工事がふくそうして、それぞれで処理するよりも、まとめて1カ所に残処理を集合して行う委託業務ということである。調査委託の場所であるが、38号から高校通りまでは従前、改良舗装工事をしてきた。この場所は一連で工事を進めたかったが、用地の問題等があって着手できていなかった。一昨年用地処理が終わったのでここは幅員も15メートルあって、準幹線として位置づけているものでもあり、今後交付金事業として国の補助事業も見込めるものと思っているので、今回調査したいとするものである。

委員 長

他に質疑はあるか。(なし)(1)は報告済みとする。(2)について説明願う。

## (2) 滝川市バリアフリー基本構想素案について

(別紙資料に基づき説明する。)

千葉室長  
委員 長  
山 腰

説明が終わった。質疑はあるか。

おおよそでよいがこの事業が完成する20年後ぐらいまでの総事業費は幾らくらいになるのか伺う。

湯浅副主幹

今回の重点地区の中に国道と道道が含まれている。そういったところの事業費を具体的に関係機関に問い合わせてはいない。滝川市分だけで言うとJRの事

山 腰  
大平部長

業費約2億4,000万円で滝川市の持ち分は3分の1の8,410万円になる。市道関連で約2億円から3億円になる見込み。事業の決まったものについては、別紙にあるオレンジの中の青の経路で、その後必要に応じて構想20年ということであるので、今後そこをどうするかによって事業費はふえていく可能性がある。20年先のことだからわからないとは思いますが、総体でどれぐらいなのか伺う。概算でも難しいところであり、数字が一人歩きされても困る。市道の部分では2億円か3億円程度で、国道をどう考えるかで変わる。図面の色塗りだけでなく、長い路線として一の坂町の下ぐらいまでは行ってほしいと思っているが、そうなれば事業費も大きく変わってくる。駅が3億円程度かけていただけるのであれば、駅前広場も順調にいけば行っていきたい。それによっても3億円から4億円の金額になるので、それらを合わせると10億円か二桁以上の事業費になってくるのではないかと思っている。

委員 長

他に質疑はあるか。(なし)(2)は報告済みとする。所管入れかえにつき若干休憩する。

休 憩 14:10

再 開 14:15

委員 長

休憩前に引き続き会議を再開する。(3)について説明願う。

**(3) 市民の住まいと暮らしのプレミアム商品券発行事業に係る概要について**  
(別紙資料に基づき説明する。)

千田室長  
委員 長  
山 腰  
千田室長  
委員 長  
副委員長

説明が終わった。質疑はあるか。

発行額は滝川、江部乙合わせて幾らになるのか。

滝川3,600万円、江部乙3,600万円合わせて7,200万円になる。

他に質疑はあるか。

① この対象になる店は滝川市内にある業種すべてではないと思うが、現状では使えない業種や、店の大きさなどについて伺う。

② 1万円、5万円という商品券になると2割引なので、買い占めや、不正が行われないように、セキュリティをどう確保するのかについて伺う。

千田室長

① 対象業種については特に考えていない。原則的に滝川商工会議所の会員の店と江部乙商工会の会員の店を入れると1,000店以上あるので、そういう方に声をかけていく。大型店についてはホームック、ダイエー、ニトリなどは滝川商工会議所に加盟している。そういうところをどうするかということであるが、それぞれ商業部会、工業部会で考えると思うが、現在は資本金で事務手数料を変えるとか、いろいろな取り組みを考えているところである。

② 商品券の買い占めについては、並べば買えるような制度にはなっていくとは思いますが、基本的には市民が対象になってくる。はがきでも、身分証明書でも証明できるものを提出するように聞いている。

副委員長

① 資本金で事務手数料を変えということであるが、資本金の大きな会社であれば1,000円の商品券で換金すると換金率を低く、その他の店については換金率を高くして970円と900円の差をつけ、980円と950円の差をつけることだと思う。売り場面積で換金率を変える方法もあるし、それが今回の交付金の目的である。光が十分当てられてこなかった分野という面で言えば、地元商店街、地域の中小企業、このようなところに対して恩恵があるような運用にしま

ければならない。食料品から自動車用品までそろっているマーケットで、半分ぐらい使われると商店街は半減に成りかねない。今回このような補助金という形で行うのは初めてなので、データを取ってみたいという気がする。売り場面積、資本金、商店街ごと、または商店街と大型店であるとか、幾らずつ売れたのかというデータを商工会、商工会議所に依頼し、後で市に提供してもらって結果として公表するというのも必要と思うが考えを伺いたい。

千田室長

② 滝川市民以外の方が買える可能性というのは余りないとは思いますが、綿密な補助制度をつくるべきだと思うが考えを伺う。

① 換金率のことであるが、話し合いはするがすべて排除するというにはならない。会議所も商工会も地元の企業が多いので、そのあたりのことは十分考えていただけると思っている。私どもが幾らにするという考えはなるべく控えたいと考えている。

副委員長

② 何枚買えるかという問題であるが、家族が4人であるからと4人分の券を求めても無理であり、家族が3人並べた場合は3人に売ることになるので、1人で何セットも求めることは想定していない。

答弁漏れである。いろいろな区分けでどんな売り上げであったのかというデータを商工会等からいただいて、委員会に報告できる程度のことはぜひ考えてほしいと思う。今後の参考になるデータを集めるという事業に、今回は位置づける必要があるのではないかと思うがいかがか。

千田室長

今の話については、会議所と商工会には十分伝えたいと思う。どこで換金をしたというデータのデータはわかるので、そのような要望はしてみる。

委員長

他に質疑はあるか。

窪之内委員外議員

① 暮らし券の場合は1,000円券掛ける10枚とプレミアム券2,000円券1枚ということで、おつりは出さないということになると、なぜ2,000円券をプレミアム券にしたのかと思う。住まい券はそれぞれ1万円券なので1,000円以上の買い物をしないと使えないわけで、おつりが出ないといったことを考えると、プレミアム券のほうも2,000円券ではなく1,000円券や500円券を導入するなど、検討してみてもよいのではないのかと思うがいかがか。

② 並んで買うという説明であったが、商工会議所や江部乙商工会だけで販売をするのか、このプレミアム券をどこで取り扱うのか伺う。

③ 有効期限が6カ月以内ということになっているが、短いという気がしている。例えば1年であれば、住まい券で除雪業者への支払いにも使えるのではないかと思う。制度的なことから言えばこういった券を出すときに6カ月以内という制限があるのか。商工会や商工会議所で話し合っただけで違った形にしていくことは考えられないのか伺う。

千田室長

① 使いやすい券ということでは500円券や1,000円券だと思うが、基本的には商工会議所と商工会で考えることだと思う。前回の市商連で行ったときにも500円券という話もあったが、それ以上使っていただきたいという効果を求めて今回の事業を組み立てたもので、500円券を何十枚も発行するのがよいのか、1,000円券で1,200円、1,300円の買い物をしていただくのがよいのかという部分では、1,000円券が妥当ではないかということから最終的に1,000円券になった。住まい券については1万円券が妥当で、500円券を発行しているところ

は少ないのではないかと思う。2,000円と1万円のプレミアム券であるが、なぜこの金額にしたかという、今の仕組みの中では、2,000円と1万円のプレミアムはどちらでも使えるということにしたいということで、なおかつプレミアム部分については、元気カードに積みかえて病院の支払いにも使えるという部分でよい提案をいただいたと思っている。

③ 有効期限の6カ月の件だが、通常このような商品券は全国的にはほぼ6カ月であり、それは資金決済に関する法律があつて、これが6カ月以上と6カ月以内で手続が違うということから来ていると思われる。

② 販売先の件であるが、まだそこまでは明確には決まっていない。滝川と江部乙に分かれて販売するが、何カ所かという話はされていない。

窪之内委員外議員 元気カードと連携して医療費の支払いができるというのは、全部の券が該当するのかと思っていたが、プレミアム分だけの20%だけそちらに持っていくことができるということなのか伺う。

千田室長 少なくとも今回は暮らしに使ってほしいという部分と、住まいに使ってほしいというすべての方に行き渡るような仕組みづくりということで提案されているので、元気カードの部分については積みかえたとしても20%だけである。

委員長 他に質疑はあるか。

山 腰 取り扱い窓口が現在は会議所と商工会ということだが、ほかの町ではどのようにされているのか。市役所の窓口ではできないのか伺う。

千田室長 江部乙は商工会で販売を考えているが、滝川では拠点でやっている「ふらっと」であるとか、街なかで売りたいという仕組みを考えているところである。

委員長 他に質疑はあるか。

副委員長 ① プレミアム商品券というのは仮称だと思うので、どういう名前で行おうとしているのか伺いたい。

② 市民にはこのプレミアム分というのは市が負担し、国の補助金で行うのだということを簡単にわかるように商品券に少し記載するなど、行政の行う意味を市民に理解してもらうことも大事な事かと思うがいかがか。

千田室長 ① 名前についてはプレミアム商品券がよいのかということは、商工会と商工会議所でわかりやすい名前をつけるようお願いしておく。

② 行政が支援したという部分であるが、支援はするが行政のお金だけで済むわけではない。例えば事務手数料であるとか、会員負担は幾ら出すということも今組み立てているところで、行政が、行政がというと会員や商工会の頑張りが見えないということから、余り行政色を出すのはいかがなものかと考えている。

委員長 他に質疑はあるか。(なし) (3)は報告済みとする。(4)について説明願う。

#### (4) スカイスポーツ振興協会の公益認定答申について

日口主幹 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わった。質疑はあるか。

副委員長 どのように変わるのかということ伺う。

日口主幹 基本的には公益法人として認定するにふさわしい活動をしているかどうかということをもとに認めたもので、大きくはいわゆる税制優遇で、個人の方や企業の方が協会に寄附をしやすいようにしている。それによって行政がこれまで担ってきた公益

活動というものを、民間でより活発にさせていただくということが公益法人改革の一番のねらいである。そういった意味においては寄附が集まれば社団法人自体の活動もより活発になり、より公益的な活動に厚みが出てくる。今までも十分公益認定にふさわしい活動をしてきたけれども、よりそれらの充実を図れると理解願いたい。

委員長  
田村

他に質疑はあるか。

公益法人自体が利益追求ではなくて、利益の50%以上を公益に使えというようなことがあると聞いているが詳しく伺いたい。

日口主幹

公益目的事業比率という言い方をしているが、収益活動をもしも協会がしたとしても、その収益事業に係る費用の50%までを公益活動にかかった費用として繰り込むことができる。逆な言い方をすれば公益事業比率を高めることができる。ちなみにスカイスポーツ振興協会の場合は、基本的に収益事業という全部で34の項目があるが、その中の事業は行っていないので基本的に収益事業の分を50%プラスして公益のほうに入れるということはしなくても十分全体的な公益事業比率はあるということで今回認定された。

田村  
日口主幹

今までは社団法人だったので利益を出してもよかったのか伺う。

基本的に今までも公益法人だったわけで、公益法人の中味をいろいろと調べてみると、その公益法人という名のもとにいろいろな活動が行われていて、きちんと運営されているところが多いということで、この公益法人改革が始まっている。今回の認定に関しては本当に公益的な活動をしている団体なのか、それとも何か商売してもうけているところなのかということを見定めるための作業で、これがスカイスポーツ振興協会の場合は全く中味的に公益的な活動をしていると認められたということで理解願いたい。

委員長  
山腰

他に質疑はあるか。

スカイスポーツ振興協会はこれが一番よいことと踏み切ったと思う。何年までに申請をしなければならぬということではないと思うが、先日道に行っている話を聞いてくると、その年次が過ぎても申請が可能であると言っていた。実態はどうか伺う。それまでに行くと何かメリットがあるのかあわせて伺う。

日口主幹

現在ある公益法人、社団法人、財団法人は特例民法法人という言い方をしているが、公益法人になるか一般法人になるかということと、解散の3つの道を選ばなければならない。その期限が平成25年度で切られている。ただし、25年度までに一般法人に移行した後、組織の体制が整って公益法人に昇格することも可能である。気をつけなければいけないことは、一般法人になったときにそれまで公益法人であったのが一般法人になってしまう。今までは全部が公益法人であったことが一般法人になってしまう関係上、公益的につくり上げた基金などを分割してつぶしていかなければならない。それをつぶさずにやっていくためには公益法人として認定される必要がある。公益法人を続けていくこと自体は非常に煩雑だとは思っている。スカイスポーツ振興協会が公益法人に踏み切ったのはあくまでも滝川市のまちづくりのために行っているという重要な役割を担っていく上で公益的な活動というのを強めていかなければならないという判断によるものである。

委員長

他に質疑はあるか。(なし)(4)は報告済みとする。ここで若干休憩する。

休 憩 14:53

再 開 15:04

委員 長

休憩前に引き続き会議を再開する。副委員長から提出のあった通告質問について説明願う。

副委員長  
委員 長  
新井課長

○ 所管事務等に対する通告質問について（清水副委員長）

（別紙質問通告書に基づき質問する。）

答弁願う。

1. 農業開発公社への地方自治法第221条の長の調査権について

（1）長の調査権が粉飾決算の実施内容を公益目的通報前と後に分けて問う

①②③公益目的通報以前の関係については第三セクター担当である職員、会社役員である職員、業務等、役についていた職員が、月次報告、取締役会、経営状況に係る必要な書類などにより会社経営状況等を確認していた。公益目的通報以後については、さらに農政課の職員、嘱託職員等により、月次報告、経営状況等に係る必要な書類により確認を行ったほか、現地において在庫調査の実施も行っていた。決済については、税理士事務所に委託して確認を行って対応してきたところである。

2. 農業開発公社に関する公文書について

（1）地方自治法第243条の3第2項（財政状況の公表等に含まれる公文書）について

- ① 地方自治法第243条の3第2項に含まれる公文書にはどのようなものがあるかについては、株式会社農業開発公社の経営状況で決裁を取っている。
- ② 平成20年第3回市議会定例会、21年第3回市議会定例会における報告文の起案者は、農政課の主任主事が起案をし、議案は市長までの決裁であり、主査、副主幹、課長、部長、副市长、市長と決裁している。21年第3回市議会定例会では、その決裁に副参加が加わっている。

（2）地方自治法第221条（予算の執行に関する長の調査権等）に含まれる公文書について

① 地方自治法第221条に含まれる公文書については、損失補償契約の締結。株式会社農業開発公社の経営状況報告については、当然、株主総会の中身が含まれているのでそこで確認をするということになる。

3. 粉飾決算についての評価について

（1）粉飾決算についての評価について

① これまでの答弁のとおりであると言っているが、22年2月の第1回市議会臨時会、22年6月の第2回市議会定例会などで答弁をさせていただいている。

4. 市民周知について

（1）市民周知について

① 直接的な表現ではないが、昨年の広報たきかわ7月号に、公正な職務の執行の確保に関する条例の利用状況というところで、運用状況を掲載しており、この中で株式会社農業開発公社の粉飾決算についてお知らせしたところである。解散後の損失補償の経過等については、清算が完了してから広報で市民にお知らせすることを考えている。

② 解散の経緯を全議員に配付しているかについては、配付したと記憶してい

る。

③ 不適切な決算処理に関する報告書のホームページの場所についてであるが、行政経営課の中の信頼回復プランというところで、少しわかりづらい場所かもしれないが、内容の関連からその場所のままとしている。

#### 5. 滝川農業開発公社関係今後のスケジュールについて

① 現在は、前常任委員会後、清算人において未集金の回収に取り組んでいる。順調に進めば、6月ころには株主総会を開催して決算報告ができるかと考えている。

委員長  
副委員長

答弁が終った。質疑はあるか。

① 公益目的通報前も月次報告、取締役会などについて把握していたということであるが、これは文書があるのかどうか。あるとすれば、どのような文書で残っているのか伺う。

② 決裁についてであるが、平成21年度の報告については、副参与が、決裁印を押しているということで、公文書を偽造された虚偽の公文書であるとわかりつつ、決裁をしたということで確認をしてよいか伺う。

③ 20年3月は、副参与が入っていない。部長は常務になったばかりであり、副参与が入らないこの経営状況報告書というものは、主任級主事が取締役会をもとに決算報告書を要約しているものなのか。または、取締役会の決算報告に出していないのか。その条件をどのように満たして起案するのかを伺う。2点目の答弁がよくわからなかった。地方自治法第221条の長の調査権等に含まれる公文書について、文書名で伺っている。先ほどは、月次報告、取締役会などを言っていたが、もっと具体的に伺う。

④ 市長は22年第1回市議会臨時会では、粉飾決算に気づかず報告をし、答弁したことは長の調査権に基づき調査が不十分であったと深く反省するというようなことで、関係者は懲戒処分をするということにとどまっている。ここで、粉飾決算は善管注意義務違反、忠実義務違反、過失等法についてはどうだったのかということが、6月議会で答弁がされているのであれば、具体的に回答願う。

⑤ 市民周知については、広報たきかわ7月号で公正な職務のための制度の運用状況ということで、公益目的通報が行われたという全文を読んでもらいたい。ホームページについては現状維持と答えたが、農政課にきちんと掲載するなどしてほしい。教育委員会での体育協会の調査結果は教育委員会に掲載があったと思った。市として統一性がないと思うがいかがか。

委員長

答弁調整のため若干休憩する。

休 憩 15:24

再 開 15:28

委員長  
新井課長

休憩前に引き続き会議を再開する。

① 月次報告、計上関係書類は、三セク担当と常務取締役にあると確認していたということから、特に市に残っているということではない。

② 起案についてであるが、先ほど取締役会資料と申し上げたが株主総会資料の間違いである。株主総会資料の確認をし、その資料に記載されている内容が地方自治法第223条に規定されている書類で、公表すべき中身とされているこ

とが網羅されていることから、議会に提出しているということになっている。  
③ 20年の決裁については、出張などで不在であったり期間的に短期間の決裁で回っていたりすると、たまたま押していなかったということが推測される。21年については、決裁している。

④ ①で回答したとおり月次報告で残っている書類はない。もちろん株式会社農業開発公社には残っているので、通常いつでも確認できる形にはなっているということでした承願したい。

⑤ 市民周知の中の公正な職務の執行の確保に関する条例の中身についてであるが読み上げる。市では市民の皆さんに信頼される市政を目指し、「滝川市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」を制定しています。本条例では不当要求行為を受けた場合の組織的対応や、市役所内部の不正行為を明らかにするため、事実を知り得る職員が内部通報を行う「公益目的通報制度」などについて定めています。平成21年度運用状況は、不当要求行為ゼロ件、公益目的通報1件（滝川市が出資している株式会社滝川農業開発公社における不適切な決算処理について）、公益目的通報に対する市の対応での通報内容については、

(1) 第19期末の原材料（タマネギ）の架空計上、原価償却費の一部償却及び未払い金の一部繰り延べによる赤字を圧縮した粉飾決算処理を行った。(2) 第20期末の製品在庫の架空計上及び減価償却費の一部償却により赤字決算を黒字決算とした粉飾決算処理を行った。市の対応として(1) 関係した職員の厳正なる処分を行うとともに、議会に報告し管理監督責任として市長、副市長の減給処分を行った。(2) 株式会社農業開発公社においては第19期、20期における粉飾された不適切な決算数値は第21期の決算において適切に処理することとして決定しており、市としては、その内容を精査の上、9月に開催される第3回市議会定例会に報告する。今後再発防止のため、市民の皆様から信頼される市役所づくり推進プランのさらなる推進、市の三セクへの関わりの強化、同公社におけるチェック体制の強化や税理士への決算処理委託などの要請などを行い、再発防止と信頼回復に努める。という内容で記載をしている。ホームページの掲載箇所については、先ほど申し上げたように文書の流れの中で掲載しているもので、農政課に移行することは考えていない。

多田参事

④ 粉飾決算についての評価について、平成22年2月17日の第1回市議会臨時会において、渡辺議員から粉飾決算が行われた動機並びに真相が処分の量刑にいろいろと判断を与えるわけで、こういったことに対する議案に関連して、背任、特別背任に対してということで質疑をいただき、総務部長の答弁として、会社法第423条役員等の株式会社に対する損害賠償責任に該当することは認められないと判断をしているという形で答弁をしている分があるのと、22年6月の第2回市議会定例会で田村議員からの取締役の法的責任についての質問で、市長から包括的な話としては弁護士に相談をしている。取締役責任は民法と会社法に定められている。善管注意義務違反、忠実義務違反があり、明確な義務違反あるいは違反行為というものがないわけではないというふうに判断しているということで答弁させていただく。

副委員長

① 長の調査権、月次報告等について、取締役や常務取締役がどうかかわったかについて、その方たちから市の職員が報告を受けたのか、それとも担当し

た取締役、常務取締役が自分で見て判断をするということで終わったのか、決裁行為がされていない。だれがだれに報告したのかを明確にしていきたい。

② 20年のときに副参与がたまたま押印していなかったというふうに言われたが、副参与が決裁しないと確認が取れない。印鑑は押していないが、確認はしたのかどうか伺う。

③ 3の粉飾決算の評価についてであるが、結局、市長の最終的答弁で粉飾決算は善管注意義務違反、忠実義務違反でないというのが、現在の滝川市の評価だというふうに受け取ったが、そういうことで確認してよいか。もしそうだとしたら、そのようなことはあり得ないと思う。あれほどの粉飾決算を行い、虚偽報告をし、それが善管注意義務違反、忠実義務違反に当たらないとは法的根拠を示していただきたい。請願で出されている会社法の第976条第7号に100万円以下の過料に処するような中味である。住民監査請求のほうでは会社法第429条役員との第三者に対する損害賠償責任、あるいは、民法第709条の不法行為による損害賠償。こういったものにも該当しないということなのか再度確認したい。

委員長

答弁調整により若干休憩する。

休 憩 15 : 39

再 開 14 : 42

委員長

休憩前に引き続き会議を再開する。

若山部長

③ 今の副委員長からの粉飾決算についての質疑で、善管注意義務違反、忠実義務違反の関係で市長が提出書類が云々ということであるが、前後の文章を読んでもみると粉飾決算だけでなく、放漫経営であるとか、取締役みずから重大な判断ミスを行って会社や第三者に損害を与えるということなども語句が入っていて、単純に粉飾決算に市長が善管注意義務違反はないと言っている文書と、その辺の解釈の仕方によって違ってくる部分があるので、ただ単純に粉飾決算の評価で善管注意義務違反、忠実義務違反がないと断言している文書ではないので、もう少し細かな分析をしなくてはわからないこともあるのでよろしく願いたい。

新井課長

① 月次報告等の決裁書類の関係であるが、市の職員としての立場で押すということは取締役、常務取締役などの役職としても押している。ただ三セク担当役員として就任している関係もあり、当然市の職員の立場も合わせ持っていると考えている。

② 平成20年度に副参与は決裁はしていないが、確認したかということについては、株式会社農業開発公社のほうに株主総会が終了してから、株主総会の資料をまとめたということで、それを提出し決裁ということになり、当然その後には議会もあり、副参与のほうで確認はしているということである。

副委員長

① 市役所の中でだれがだれに報告をしたのか。常務取締役や副参与、取締役が長の調査権の関係でいえば、市の職員の立場で聞くわけで、取締役、常務取締役は調査されるほうであるから、長の調査権に基づく報告を聴取するなど記載があったが、あのようなことを受けたのはだれで、どんなやりとりがあったのか伺う。

② 粉飾決算については、改めてきょうの答弁にはならないかと思うが、どん

な違法行為があったのか、粉飾決算に限定をして伺う。粉飾決算はもっと具体的に言えば、今回の粉飾決算についてそれに関与した副参与は、会社法の第976条第7号に該当するのかどうか伺いたい。

③ 虚偽公文書作成罪についても伺いたい。21年度においては、副参与は決裁をしているということで、虚偽はわかっているということで公文書が議会に報告されたということ。虚偽公文書作成に該当するのかわからないのか、該当しないのであれば、なぜしないのか具体的に伺いたい。答弁については次回の委員会です。

多田参事

① 文書の決裁として会社の取締役という役割もあるが、市職員としての役割も担っている。二枚看板を持った中で取り扱いを進めているということである。株主総会が終わった資料というものは、会社で株主総会が終われば農政課の担当として決裁を上げる。その決裁のときには、市の立場で決裁をしていくということになっている。そのような取り扱いの中で取り進めている。

若山部長

私たちが専門分野になるとわからないところが多々あり、今までもいろいろな方に相談しながら進めているところもある。ある程度のところを見込んで、今言われたように今回の粉飾決算について市の職員として限定してよいか。

副委員長

人を限定しないでほしい。

若山部長

先ほど市の職員に限定と言われていたので。

副委員長

人を限定すると言い過ぎになるので、今回の粉飾決算において会社法第976条第7号違反があったかどうかを知りたい。

若山部長

ある程度会社の人も含めて人を限定しないとわからない部分があるのではないかと。

副委員長

それであれば、副参与としての立場であるとよい。

若山部長

副参与と言わないで市の職員でよいのではないかと思う。

副委員長

市の職員でかつ取締役であった方についてではどうか。市の職員の立場だけでは言っていない。

若山部長

市の職員が取締役を兼ねていたということで了解した。先ほど粉飾決算の評価ということも含めて、前の議事録を分析しながら次回23日開催の経済建設常任委員会で答弁させていただく。

中嶋事務局長

整理する。粉飾決算がどんな違法行為に当たるのか、会社法第976条第7号に該当するのかわからないのか。その者については取締役を兼ねていた市職員についてが1点。虚偽公文書作成に該当しないのか。この2点として確認してよいか。

委員長

確認する。質疑はこの2点でよいか。

副委員長

追加願う。粉飾と虚偽公文書などの善管注意義務違反等が、ほかの違法行為に該当しないか。民法ほか会社法の条項に違反するのかわからないのかについても含めて伺いたい。

委員長

所管はよいか。

若山部長

粉飾決算自体、どう波及するかによって違ってくる問題が多々ある。今回の特定した中身で法的に抵触するのかわからないということではよいか。

副委員長

よし。

多田参事

関連で報告する。株式会社農業開発公社は以前から清算に向けて取り組みを進めてきているところである。当初、10月29日に株式会社農業開発公社が株主

総会を開催して解散を決定し、その段階で債務超過の可能性が大きいことから特別清算に向けて裁判所への申し立て、回収の準備をしたところである。11月12日には、債権申し出の官報公告をし、この申し出期間は2カ月間となっていて、この間に株式会社農業開発公社における製品の販売した売掛金の入金に努めたということ。株式会社農業開発公社の資産である機械を承継会社に売却したこと。あるいは、リース債権を承継会社によって圧縮できたこと。11月26日の臨時会に損失補償を議決したことなどの理由から債権の申し出期間である1月12日段階で債権者は2社ということになり、債務超過とならない状況になったということから、今現在は特別清算ではなく任意整理を行うことで清算人のほうと清算を進めている段階である。

委員長

報告が終った。質疑はあるか。(なし) 副委員長からの質問通告については以上で終結する。なお、質疑2件については、次回委員会で答弁を願う。

### 3 その他について

委員から何かあるか。(なし) 事務局からあるか。(なし)

### 4 次回委員会の日程について

委員長

次回委員会は、2月23日水曜日、午前10時から開催する。なお、当日は請願の討論と採決も行うので、会派で協議願い意見の取りまとめをお願いしたい。以上をもって第34回経済建設常任委員会を閉会する。

閉 会 15:55

